

いちき串木野市パブリックコメント制度の概要

1 制度の目的

- ・市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図る。
- ・市民の多様な意見を市の意思決定過程に反映させることで、市民参加による開かれた市政を推進する。

2 対象となる機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会、水道事業管理者

3 制度の対象

市の各施策の計画の策定又は重要な変更

ただし、次に掲げる場合は対象外とする。

- ・法令等で意見聴取に関する手続が別途定められている場合
- ・緊急を要する場合
- ・軽微な変更等の場合
- ・実施機関に裁量の余地がない場合

4 計画等の案の公表と意見の募集

(1) 案の公表方法

市ホームページへの掲載、市の事務所での閲覧・配布を行い、必要に応じ、広報紙、報道機関への提供等の方法で市民に公表する。

(2) 意見の募集

原則として1か月程度の期間を設けて、市民から意見を募集する。

5 意見の提出方法

氏名、住所などを明記した文書(郵送、ファクシミリ、電子メールなど)による。

6 意見の取扱い

(1) 意見の考慮

提出された市民の意見を考慮して、計画の意思決定を行う。

(2) 実施機関の考え方の公表

計画の意思決定後、次の事項を公表する。

- ・提出された意見の概要
- ・提出された意見に対する市の考え方

7 運用状況の公表

制度を実施している計画の一覧表を作成し、市のホームページに掲載する。

8 制度の実施時期

平成18年6月1日以後に策定作業に着手する計画から適用する。